

2019 年度
経営学研究科技術経営専攻
科目等履修生募集要項

東京理科大学大学院
経営学研究科
技術経営専攻

目 次

I 募集要項

1. 出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 出願手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 選考基準・結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 履修手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 出願に際しての注意事項・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 申請対象外科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
7. 開講予定科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 履修要項

1. 履修に際しての一般的注意・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 2019年度授業予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 学修成果の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 掲示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 科目等履修生の図書館の利用について・・・・・・・・ 6
6. 証明書の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III 科目等履修生の責務

1. 東京理科大学学則（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 東京理科大学大学院学則（抜粋）・・・・・・・・・・・・ 8
3. 東京理科大学専門職大学院学則（抜粋）・・・・・・・・ 8
4. 東京理科大学科目等履修生に関する規程・・・・・・・・ 9

【出願書類】

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 職務(業務)実績書
- (3) 前期履修申請書
- (4) 後期履修申請書
- (5) 科目等履修生審査料納入書類貼付台紙
- (6) 出願許可書
- (7) 後期履修追加申請書

I 募集要項

※専門職大学院以外の科目等履修生の募集については、東京理科大学ホームページ

<https://www.tus.ac.jp/admis/kamoku/>

を参照してください。

1. 出願資格

東京理科大学大学院イノベーション研究科（総合科学技術経営研究科）の各専攻を修了した者

東京理科大学大学院イノベーション研究科技術経営専攻を 2018 年度修了見込みの者

2. 出願手続

(1) 出願書類

① 科目等履修生願書（写真貼付）

※ 写真は、脱帽、上半身正面、出願日前3ヶ月以内に撮影、縦3cm×横2.4cm、裏面氏名記入。

② 職務(業務)実績書

③ 履修申請書

※ 前期開講の授業科目の出願には「前期履修申請書」を、後期開講の授業科目の出願には「後期履修申請書」を使用すること。

④ 科目等履修生審査料納入書類貼付台紙

⑤ 選考結果通知用封筒

※ 定型封筒（長形3号）、宛名記入、362円切手貼付

⑥ 出願許可書

※ 他の大学等に在学中の者が、本要項にもとづき出願する場合に必要。

⑦ 市区町村長の交付する住民票（在留資格・在留期間が明記されたもので、在留期間が履修手続完了時点までであること。コピー不可）

※ 外国人留学生のみ必要。（年度を継続して出願する場合は提出不要。ただし、記載内容に変更が生じた場合は要提出）

出願書類に記入された個人情報、**「①選考実施（出願処理・選考）」**、**「②選考結果の通知」**、**「③履修手続」**とこれらに付随する事項を行うために利用するものであり、それ以外の目的に使用することはありません。

(2) 出願期間

出願については、前期開講の授業科目は前期出願期間、後期開講の授業科目は後期出願期間において受付を行います。前期出願期間に後期開講の授業科目を出願することはできません。

① 前期出願期間：2019年3月11日（月）～3月15日（金）

※ 後期に開講する授業科目を追加する場合には、②の期間中に追加申請手続きが必要となります。

② 後期出願期間：2019年7月1日（月）～7月5日（金）

<追加申請手続き>

前①に示したとおり、前期出願期間に出願した者であっても、後期開講の授業科目の履修を希望し申請する場合は、追加申請を行ってください。

○「追加申請書」に必要事項を記入し、科目等履修生証（コピー可）及び選考結果通知用封筒（定型封筒（長形3号）、宛名記入、362円切手貼付）を添えて提出します。

○追加申請には、審査料を必要としません。

※ 同時に東京理科大学の他学部・他研究科の科目についても履修を希望する場合には、手続き方法等が異なりますので、必ず出願前に当該学部・研究科の担当事務室に申し出てください。

(3) 出願方法

審査料35,000円を出願期間内に、金融機関のATMから下記の口座に納入し、振込明細書等の原本（コピー不可）を「科目等履修生審査料納入書類等貼付台紙」に貼付してください。

※ 振込手数料については、振込人（出願者）負担となります。

※ 本支店間の振込手数料は無料です。

審査料の振込先	銀行名：みずほ銀行 預金種目：普通預金 口座名義：東京理科大学（トウキョウリカダイガク）	支店名：飯田橋支店 口座番号：1000200
---------	--	---------------------------

審査料を納入後、出願書類一式を速達郵便で「(4)出願書類送付先」に郵送してください。（出願締切日当日消印有効）

(4) 出願書類送付先

〒162-8601 東京都新宿区神楽坂1-3

東京理科大学 学生支援部 経営学事務課専門職大学院室科目等履修生係

電話：03-5228-7691

FAX：03-5228-7692

3. 選考基準・結果

経営学研究科技術経営専攻において、特定の授業科目の履修を願い出る者があ
る時は、当該専攻の学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考のうえ科
目等履修生として履修を許可することがあります。科目等履修生としての期間は、
履修を許可された授業科目の開講期間とします。なお、科目等履修生の願出は、
年度ごとに出願する必要があります。

選考は、出願書類等で行い、出願書類の審査結果により、面接を行う場合があ
ります。

選考結果は、前期出願期間の出願者については4月上旬まで、後期出願期間の
出願者については9月上旬までに、本人宛(提出された選考結果通知用封筒)に文
書にて通知します。

4. 履修手続

選考により合格し、履修を許可された者は、合格通知により指定された納入期
日までに、履修料を納入(金融機関より振込)のうえ、履修手続きを行ってくだ
さい。分納は認めません。

履修料は1単位につき26,000円です。

5. 出願に際しての注意事項

- (1) 出願書類に不備があるものや出願書類が不足している場合、受理できません
のでご注意ください。なお、出願締め切り後の受付は一切行いません。
- (2) 出願後に申請した授業科目の変更及び納入金の返還は一切行いません。
- (3) 経営学研究科技術経営専攻の授業科目で履修できる単位数は、1年間に19単位
以内とします。
- (4) 同一年度内で、同一の授業科目名称及び授業内容が同等の授業科目の履修は認
めません。
- (5) 経営学研究科技術経営専攻の学生の学修に支障がないと認めた授業科目に限り
履修を許可します。
- (6) 履修を申請した授業科目であっても、研究科又は専攻が定める履修申告期間に
当該科目に在学生の履修がない場合は、当該科目は開講が確定しないため、履修
を許可しません。
- (7) 授業科目によっては、履修に条件を課す科目があります。したがって、履修を
申請した授業科目の履修条件を満たさない場合は、履修は認めません。
- (8) 一部の漢字について、本学のシステム上印字できない場合、入学後に使用する
氏名においては本学で代替文字やひらがなに修正することがありますのでご了
承ください。

6. 申請対象外科目

以下の科目は、申請の対象外となります。

(1) 経営学研究科技術経営専攻 (MOT専攻)

○コア科目

イノベーションを生む企業文化、イノベーション志向型競争戦略、
デザイン思考、イノベーション志向型マーケティング、
世界の中の日本とアジア、意思決定の経済分析、
リーダーシップと倫理、グローバル戦略・組織論、
組織進化論、グローバル化と知識交流、
経営管理会計1、経営管理会計2

○トラック科目

フィンテック戦略、アドバンスドリーダーシップ、MBA寄附講座、
MTI寄附講座、新製品開発に応用する伝統技術、アドバンスド経済分析
(2018年度までに「世界の中の日本とアジア」及び「意思決定の経済分
析」を修得している者は履修が可能です)

○演習科目

実践リーダーシップセミナー1-1、1-2、2-1、2-2
実践リーダーシップセミナー3-1、3-2
プロジェクト1、2、3、4

(2) 備考

イノベーション研究科の授業科目は履修することができません。

7. 開講予定科目

開講予定科目は、授業時間割表により確認してください。

II 履修要項

1. 履修に際しての一般的注意

- (1) 科目等履修生の単位の認定は、各期で行います。
- (2) 授業科目は事情により開講しない場合があります。

2. 2019年度授業予定

経営学研究科技術経営専攻における授業を開講する学期は、前期を1期、後期を2期とし、四半期を開講順に1A、1B、2A、2B期とし、八半期を開講順に1C、1D、1E、1F、2C、2D、2E、2F期とする。

開講曜日における実施日、授業予定については、別途、専攻オリジナルホームページでご確認ください。

○暴風警報等の緊急時における授業・試験の取り扱いについて

台風、大雨、大雪、暴風、地震等の自然災害の発生若しくは発生が予測される場合、又は事故やストライキ等により交通機関が運休した場合の授業等の取扱いは、本学ホームページ (<http://www.tus.ac.jp/>) 及び CLASS にて掲示します。

3. 学修成果の評価

履修した授業科目は次表の基準により、成績を「S・A・B・C・D」の5段階評価で通知いたします。

評価	採点	合格・不合格	評価基準
S	100～90	合格	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている
A	89～80	合格	到達目標を十分に達成している
B	79～70	合格	到達目標を達成している
C	69～60	合格	到達目標を最低限達成している
D	59～0	不合格	到達目標を達成していない
—(ハイフン)	ブランク	不合格	履修放棄(授業不参加)のため採点不可能

4. 掲示について

連絡事項や授業の休講、補講、教室変更の掲示は、CLASSにより掲示・連絡します。

5. 科目等履修生の図書館の利用について

科目等履修生は、図書館施設の利用、図書の閲覧および図書の貸出等が可能です。

ただし、経営学研究科技術経営専攻の図書の貸し出しは行っていませんので、持ち出しはご遠慮ください。

6. 証明書の交付について

(1) 証明書の種類および手数料は次のとおりです。

種 類	手数料
成績証明書	200円
在籍証明書	100円

(2) 証明書交付における注意

① 科目等履修生の単位の認定は、各期で行います。

② 申し込みにおける注意

ア. 証明書の発行は、申し込みから数日後になります。

イ. 証明書自動発行機から出力した証明書交付願に必要事項を記入のうえ、申請してください。

ウ. 電話及び電子メール等での証明書の申し込み受付は、一切取扱いません。

Ⅲ 科目等履修生の責務

東京理科大学科目等履修生として入学を許可された者は本学の学則ならびに諸規程を守り、科目等履修生としての責務をつくさなければなりません。

1. 東京理科大学学則（抜粋）2018.4.1 現在

（学年、学期及び授業期間）

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の学期に分ける。ただし、事情により若干の変更を行うことがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 授業期間は、定期試験等の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第7条の2 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 東京理科大学創立記念日 5月4日

(4) 東京物理学園記念日 6月14日

(5) 春期休業 3月21日から4月8日まで

(6) 夏期休業 8月1日から9月17日まで

(7) 冬期休業 12月23日から翌年1月11日まで

2 必要がある場合は、本学の学長(以下「学長」という。)は、前項に規定する休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項に定める休業日において、必要がある場合は、授業を行うことがある。

（単位制及び単位の計算方法）

第11条 授業科目の履修は、単位制とする。

2 前項の場合において、単位数の算定に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準を下限として各学部で単位数を定める。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、各学部で単位数を定める。

（単位の認定）

第13条 授業科目を履修し、その試験等に基づく学修成果の評価が合格と判定された者には、当該授業科目所定の単位を与える。

2 前項の授業科目の試験に関し必要な事項については、別に定める。

(学修成果の評価)

第14条 学修成果は、各授業科目の学業成績を、秀、優、良、可又は不可をもってこれを表し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。この場合、秀、優、良、可をそれぞれS、A、B、Cに、不可をDに代えて表すことができる。

2 前項の学修成果の評価に関し必要な事項については、別に定める。

2. 東京理科大学大学院学則（抜粋）2018.4.1 現在

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第21条 学年、学期、授業期間及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者で本学大学院修士課程の特定の授業科目の履修を願ひ出るものがあるときは、本学大学院の学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

(1) 学士、修士又は博士の学位を有する者

(2) 志望授業科目を学修するに十分な学力があると認められた者

(科目等履修生の志願)

第23条の3 科目等履修生として履修を願ひ出る者は、所定の願書に必要書類及び別表第2に定める額の審査料を添えて提出することを要する。

(履修料等)

第23条の4 科目等履修生の選考に合格した者は、別表第2に定める額の履修料を、指定された期日までに納めなければならない。

2 実験及び実習の履修を特に認められた場合は、それに要する費用は、別に徴収する。

(科目等履修生の規程)

第23条の5 その他科目等履修生については、別に定める科目等履修生に関する規程による。

(準用規定)

第23条の6 科目等履修生については、第23条の2から前条までに定めるもののほか、第20条及び第21条の規定を準用する。

3. 東京理科大学専門職大学院学則（抜粋）2018.4.1 現在

(趣旨)

第1条 東京理科大学大学院学則(昭和33年学則第1号。以下「本学大学院学則」という。)第2条第

2項の規定に基づき、東京理科大学専門職大学院(以下「本学専門職大学院」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程)

第2条 本学専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

(目的)

第4条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことを目的とする。

(研究科)

第5条 経営学研究科技術経営専攻に専門職学位課程を置く。

2 技術経営専攻は、実践・理論が融合された高度な知見の習得を図った教育により、「技術経営」の深い学識と「グローバル思考」、「高度な職業倫理観」を持った高度専門職業人を養成し、社会に輩出することを目的とする。

(教育方法)

第7条 本学専門職大学院の教育は、授業科目の授業、事例研究、現地調査等により行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条 本学専門職大学院においては、教育上の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目、単位数等)

第11条 授業科目の名称、標準履修学年、単位数等は、別表第3のとおりとする。

(入学の時期)

第18条の2 入学の時期は、学年の始めとする。

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第19条 学年、学期、授業期間及び休業日については、本学学則の規定を準用する。ただし、春期休業、夏期休業及び冬期休業については、別に定める。

(科目等履修生及び研究生)

第22条 科目等履修生及び研究生については、本学大学院学則の規定を準用する。ただし、審査料及び履修料については、別表第1のとおりとする。

別表第1(第22条関係)

区分	金額
審査料	35,000円
履修料	1単位 26,000円

4. 東京理科大学科目等履修生に関する規程 2018.4.1 現在

(趣旨)

第1条 この規程は、東京理科大学学則(昭和24年学則第1号)第52条及び東京理科大学大学院学則

(昭和33年学則第1号)第23条の5の規定に基づき、東京理科大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関する事項を定めるものとする。

(科目)

第2条 履修を許可する授業科目は、各学部、専攻科又は大学院各研究科(以下「各学部等」という。)において定める。

(選考)

第3条 科目等履修生は、各学部等において学生の学修に支障がないと認めた場合に限り選考するものとし、選考を行うか否かは、各学部等においてその都度定める。

2 選考は、原則として学年始めに行うものとし、選考の方法は、各学部等の定めるところによる。

(納付金の不返還)

第4条 既納の審査料、履修料及び実験実習費は、いかなる事由があっても返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、履修できない特別な事由があると認められた場合に限り、審査料を除く履修料等を返還することができる。

(履修許可の取消し)

第5条 科目等履修生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為をしたときは、履修の許可を取り消すことがある。

(履修証明書等)

第6条 科目等履修生として履修した者には、履修証明書又は単位取得証明書を交付することがある。

(その他)

第7条 この規程に特に定めるもののほか、科目等履修生については、学部学生及び大学院学生に関する規定の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成3年7月1日より施行する。
- 2 改正前の東京理科大学学則により聴講生として聴講した者には第6条を準用する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の東京理科大学大学院学則により聴講生として聴講した者には第6条を準用する。
- 3 東京理科大学聴講生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。